要排出抑制施設について

1. 要排出抑制施設

要排出抑制施設とは、「工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設(水銀排出施設を除く。)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの」(改正大防法第18条の32)とされている。

要排出抑制施設に該当する施設としては、中央環境審議会からの「水銀排出施設とされる施設種類以外の施設であって、「製鉄又は製鋼の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び電気炉」とすることが適当である。」との第一次答申(平成28年6月)を踏まえ、平成28年9月7日に大気汚染防止法施行令が改正され、「製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)」と「製鋼の用に供する電気炉」が要排出抑制施設として規定された。

また、要排出抑制施設を設置している者は「その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自らが遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。」(改正大防法第18条の32)とされている。

(参考)「水俣条約を踏まえた今後の水銀排出対策について」

(平成27年1月23日中央環境審議会答申)より抜粋

附属書Dには掲げられていない施設のうち、鉄鋼製造施設のような我が国において附属書D対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設については、水俣条約では対応を求められていないが、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、附属書D対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適当である。具体的には、排出基準遵守義務を求めないものの、事業者に対する法律上明文化された責務規定を根拠として、自主管理基準の設定、排出施設の新増設時における水銀を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況について定期的な有識者等による評価・公表の実施、インベントリー策定への協力等、他の一般的な事業者よりは一段、積極的な取組を求めることとする。国においては、水銀の排出状況に応じて事業者の自主的取組を円滑に促進するための方策を総合的に検討するため、取組の状況を定期的に把握・評価していくことが必要である。

2. 要排出抑制施設における自主的取組のフォローアップの在り方に関するこれまでの検討内容

第4回大気排出基準等専門委員会(平成28年4月19日)において、以下の内容について、ご議論をいただいたところ。

その際のご意見等については参考資料1を参照。

(参考) 第4回大気排出基準等専門委員会 資料2 から 抜粋

2-1 自主的取組の内容について

自主的取組の内容については、要排出抑制施設の設置者が定めることから、本専門委員会でヒアリングを実施する予定。

<ヒアリング予定事項>

- ・自主管理基準の設定に関すること
- ・排出抑制措置に関すること
- ・排出状況の測定に関すること
- ・自主管理基準達成状況の評価・公表に関すること
- ・インベントリー策定への協力に関すること

2-2 自主的取組の状況の把握・評価について

事業者の自主的取組を円滑に促進するため、どのようにして取組の状況を把握・評価していくべきかについて、本専門委員会でご議論いただきたい。論点としては以下のとおり。

(1) 取組状況の把握について

取組状況に関しては、どのような情報をどのように収集するべきか。

・収集する情報

(例:自主管理基準、排出抑制装置の概要、排出状況の測定結果 など)

- ・収集の方法、時期、頻度 など
- (2) 取組状況の評価及びその結果の公表について

取組状況は、どのように評価し、その結果を公表すべきか。

- ・評価の方法、仕組み
- ・評価結果の公表方法 など
- (3) インベントリー策定への協力

インベントリー策定に関し、どのような協力を求めていくべきか。

- ・排出係数の更新・提供
- ・情報提供の頻度 など